

< 居宅介護支援契約書 >

様（以下、「利用者」といいます。）と医療法人社団 久遠会 居宅介護支援事業所 西東京ケアセンター（以下、「事業所」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条 契約の目的

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対して介護保険法令の趣旨にしたがい、居宅サービス計画の作成に支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条 契約期間

第1項

この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

第2項

契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合自動更新されるものとします。

第3条 介護支援専門員

第1項

事業者は担当する介護支援専門員を定め、必要に応じて介護支援専門員を交替することができます。但し、その場合には、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

第2項

利用者は、事業者が任命した介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情やその他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

第4条 居宅サービス計画作成の支援

事業者は、次の各項に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

第1項

利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接をして情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

第2項

当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

第3項

提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

第4項

居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文章による同意を受けます。なお、利用者に対して指定居宅サービス等の選択を求める時には、中立公正に配慮し、利用者にとって最良の選択ができるように支援します。

第5項

その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条 経過観察・再評価

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各項に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

第1項

利用者およびその家族と毎月連絡をとり、月一回居宅を訪問し、経過の把握に努めます。

第2項

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整をおこないます。

第3項

利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条 施設入所への支援

事業者は、利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の紹介、その他の支援をします。

第7条 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。

第8条 給付管理

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条 要介護認定等の申請に係る援助

事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

第10条 サービスの提供の記録

第1項

事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後2年間保管します。

第2項

利用者は事業者営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

第11条 料金

第1項

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規程は「居宅介護支援事業所重要事項説明書：別紙」のとおりです。

第2項

介護給付費体系の変更、単価改定等により変更が生じた場合、居宅介護支援事業所重要事項説明書または別紙の差し替えで変更ができるものとします。

第12条 契約の終了

第1項

利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

第2項

事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヵ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

第3項

事業者は、利用者または家族が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信心行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

第4項

次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の認定区分が、要支援1・要支援2及び非該当(自立)と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

第13条 秘密保持

第1項

事業者、介護支援専門員および事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第2項

事業者は利用者及び家族から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を使用しません。

第3項

前項の規定にもかかわらず、サービスの質の向上を目標とした第三者評価機関による審査等のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

第14条 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条 身分証携帯義務

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

第16条 相談・苦情対応

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。

第17条 協議事項

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者及び代理人と誠意をもって協議するものとします。

第18条 (裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業所の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者名 医療法人社団 久遠会
所在地 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻り 535 番 5
代表者 理事長 奥井 重徳

事業所名 居宅介護支援事業所 西東京ケアセンター
所在地 東京都青梅市友田町 3 丁目 136 番地 1

利用者

住所 _____

氏名 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____